

賀川事業団雲柱社への寄附金（賛助会費含む）は

税法上の優遇が受けられます。

公益財団法人 賀川事業団雲柱社は、寄附金の「税額控除」適用法人として 2017（平成 29）年 7 月 12 日に、東京都知事より証明を受けました。現認定期間は、2017（平成 29）年 7 月 12 日から 2022（平成 34）年 7 月 11 日までとなっております。

これにより、当法人に対する個人の方の寄附について、確定申告の際、「税額控除」と、従来の特定公益増進法人（公益財団法人等。所得税法施行令第 217 条）に対して適用される「所得控除」の、いずれか一方の選択ができるようになりました。

◇個人様の寄附の場合（以下の、いずれか一方を選択する）

1. 「所得控除」適用の場合

$\frac{\text{その年の寄附金支出額} - 2 \text{千円}}{\text{総所得額等}} = \text{所得控除額}$ （従来の制度）
↑ 総所得額等の 40% が上限

2. 「税額控除」適用の場合

$\frac{(\text{その年の寄附金支出額} - 2 \text{千円}) \times 40\%}{\text{総所得額等}} = \text{税額控除額}$
↑ 総所得額等の 40% が上限 ↑ 所得税額の 25% が上限

確定申告の折に当法人が発行する領収書（寄附金受領証明書）を添付する必要があります。寄附金受領証明書は相当期間大切に保存してください。

必要書類等の詳細については、お近くの税務署、地方自治体にお問い合わせください。

皆様からいただく寄附金は、当法人の「寄附金等取扱規程」をもとに有効に使用させていただきます。賀川事業団雲柱社の事業活動にご理解とご賛同をいただき、ご支援をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

公益財団法人 賀川事業団雲柱社

Tel 03-3302-2855 Fax 03-3304-3599

Email office@unchusha.com